

平成26年6月26日

ストールの組成に係る表示の適正化について

消費者庁は、オンラインショッピングサイトにおいて販売されるカシミア使用を標榜するストールに係る表示に関して調査を行ってきました。その結果、家庭用品品質表示法及び景品表示法上問題となる事実が認められたため、当庁は、これらの表示を行っていた18事業者に対して、指示・指導を行いました。

当庁は、家庭用品品質表示法及び景品表示法に係る違反の防止並びに消費者被害の未然防止のため、指示・指導の対象となった事例の概要を公表します。

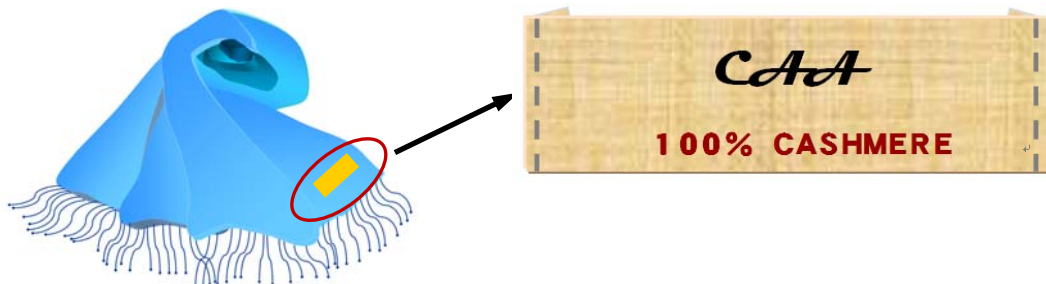
1 対象となった事案の概要

(1) 対象となった事例

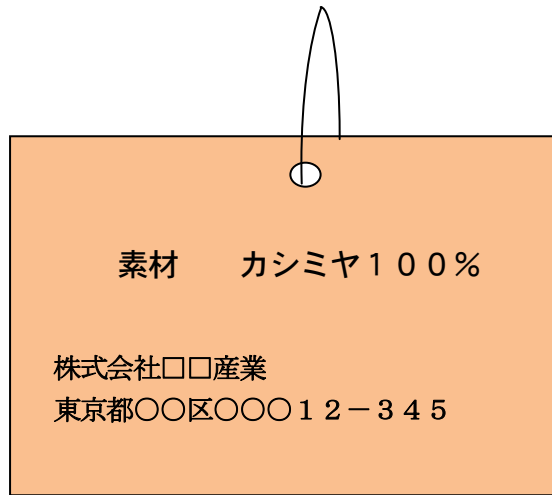
番号	表示	実際の組成繊維と混用率
①	<縫付けラベル又は下げ札における表示> 「カシミア100%」	アクリル100%
②	「100% CASHMERE」	レーヨン100%
③	<ウェブサイトにおける表示> 「思わず触りたくなる！カシミア100%のストール」	アクリル99% 羊毛1%
④	「カシミアをふんだんに使ったストールです」	レーヨン59% アクリル41%
⑤	<縫付けラベル又は下げ札における表示> 「カシミア70% シルク30%」 <ウェブサイトにおける表示> 「ふんわり柔らかな風合い☆カシミア70%+シルク30%！」 「手触りの良いカシミア&シルク素材」	アクリル100%

《表示例》

【縫付けラベル】



【商品下げ札】



【ウェブサイト】

CASHMERE ストール

暖かく、保湿性のあるストール

思わず触りたくなる！
カシミア100%のカシミアストール
全12色からお選びください

【商品名】 CASHMERE ストール
【素材】 カシミア100%
【カラー】 全12色
【特徴】 上質なカシミアを使った、つや感たっぷりの光沢のカシミアストールです。

(2) 家庭用品品質表示法の考え方

ア 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）は、消費者が日常使用する家庭用品を対象に、製品の品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めている。これにより消費者が製品の購入をする際に適切な情報提供を受けることができるようにするための法律である。

繊維製品であるストールについては、同法に基づく繊維製品品質表示規程（平成9年通商産業省告示第558号）において、製品を組成する繊維の名称を同規程で指定された用語（以下「指定用語」という。）を用いて表示し、かつ、その混用率を百分率（%）で表示することが定められている。また、これらの表示は、縫付けラベル又は下げ札等において実際の製品ごとに表示することとされている。

繊維製品品質表示規程に基づく適正表示の例

実際の組成繊維と混用率	表示されるべき指定用語と混用率
アクリル100%	「アクリル100%」
レーヨン100%	「レーヨン100%」
	「RAYON100%」
羊毛100%	「毛100%」
	「羊毛100%」
	「ウール100%」
	「WOOL100%」
カシミア100%	「毛100%」
	「カシミア100%」

イ 前記(1)事例について見ると、例えば、①及び⑤の場合の適正な表示は「アクリル100%」となる。また、②の場合の適正な表示は「レーヨン100%」又は「RAYON100%」となる。

なお、カシミアを表わす指定用語は「毛」又は「カシミア」であり、「CASHMERE」という用語は指定されていないため、実際にカシミアのみからなる製品である場合は、「毛100%」又は「カシミア100%」と表示しなければならない。

ウ よって、前記(1)事例は、実際の製品（縫付けラベル又は下げ札）における繊維の組成に関する表示と実際が異なっているため、当該表示は家庭用品品質表示法に違反するものである¹。

¹ 違反事業者に対しては、適正な表示をすべき旨の指示をすることができ、事業者がその指示に従わない場合には、その旨を公表することができる（家庭用品品質表示法第4条）。

(3) 景品表示法の考え方

ア 景品表示法（昭和37年法律第134号）は、自己の供給する商品・役務の内容について、一般消費者に対して実際のものよりも著しく優良であると示すこと、又は事実に相違して当該事業者と同種・類似の商品・役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示を不当表示（優良誤認表示）として禁止している。

イ カシミヤは、カシミヤ山羊の毛であり、カシミヤを使用した製品は、その光沢や滑らかな感触、保温力に優れていること等から、一般的に高級品として認識されている。

前記(1)事例のように、ストールの原材料として、カシミヤが全く用いられていないにもかかわらず、ウェブサイト等において、あたかも、カシミヤが用いられているかのように示す表示は、ストールの内容について、一般消費者に対して、実際のものよりも著しく優良であると示す表示であり、景品表示法第4条第1項第1号に規定する表示であると認められ、同項の規定に違反する²。

2 家庭用品品質表示法と景品表示法との関係について

家庭用品品質表示法は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的としている。繊維製品であれば、事業者に対し、あらかじめ、繊維製品ごとに縫付けラベル・下げ札等において、実際の組成繊維と混用率に応じた指定用語及び混用率を始めとする品質表示を義務付けるものである。義務付けられた表示を行っていない又は適正な表示を行っていない事実があれば、直ちに同法違反となる。

一方、景品表示法は、商品・サービスの取引に関して、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を確保することによって一般消費者の利益を保護することを目的としている。事業者が顧客に商品・サービスを訴求するために行う広告・宣伝などの表示は、原則自由であるが、表示が実際と異なり著しく優良であると一般消費者に誤認を与える場合等を禁止している。縫付けラベル・下げ札のみならず、ウェブサイト上の表示などあらゆる広告媒体が規制対象となる。同法に違反するかどうかは、個別の事案ごと、具体的な表示ごとに表示内容から一般消費者が受ける印象・認識を基準に判断される。

複数の消費者法を所管する消費者庁は、迅速かつ効果的な問題解決のために適切な法律を選択し、問題事案に対処している。本件のようなカシミヤ使用を標榜するストールの表示について、家庭用品品質表示法においては、実際の組成繊維と混用率を正しく表示していない事実があれば、直ちに措置を採ることができる。一方、景品表示法においては、個別の事案ごとに表示から一般消費者が受ける印象・認識を基準に実際のものがどうか等判断する必要があるものの、縫付けラベ

² 本件では、事業者において、①家庭用品品質表示法に係る指示又は指導を受け表示を改めていること、②購入者に対し、不当な表示を行っていたことについて周知するとともに返金対応を行っていること、又は③対象商品の売上高が小額であったことから、指導の措置を採ったものである。

ル・下げ札に限られず、事業者が行うあらゆる表示が対象となる。

本件においては、迅速に表示の改善を図る観点から、家庭用品品質表示法に係る指示又は指導を行い、表示媒体全体に係る再発防止策を講じさせる観点から、景品表示法に係る指導を行ったものである。

消費者庁としては、引き続き、迅速かつ効果的な問題解決のために適切な法律を選択し、問題事案に対処し、消費者の安全・安心な生活の確保に努めていくこととしている。

3 繊維製品を販売する場合の表示における留意点

本件において、指示・指導の対象となった事業者の多くは、自己が販売するストールの組成繊維及び混用率に関する表示内容を決定するに当たり、組成繊維等の検査は行わず、仕入先販売業者による口頭説明や仕入時にストールに縫い付けられているラベルの表示内容どおりに表示を行っていたことが、実際の組成繊維等と異なる表示を行った原因であった。

繊維製品を販売する事業者は、家庭用品品質表示法及び景品表示法に違反する行為を未然に防止するため、自ら販売する繊維製品について、例えば、仕入先販売業者に対し品質に関する検査証明書の提出を求めること等により、組成繊維及び混用率について十分な確認を行った上で表示内容を決定することが望ましい。

4 今後の対応

一般消費者によるオンラインショッピングサイトの利用は、商品を購入する際に、店舗に足を運ばなくとも商品を購入できるなどの利便性から、近年、増加傾向にある。

当庁は、今後も引き続きオンラインショッピングサイトにおいて販売される繊維製品の組成繊維等に係る表示について注視し、家庭用品品質表示法違反又は景品表示法違反が認められた場合には、厳正に対処する。

本件に関する問合せ先
消費者庁表示対策課
家庭用品品質表示法担当 藤田、中尾
電話 03-3507-9205 (直通)
景品表示法担当 新井、大泉
電話 03-3507-9239
ホームページ http://www.caa.go.jp/

家庭用品品質表示法（抜粋）

（昭和三十七年法律第四百号）

（目的）

第一条 この法律は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（表示の標準）

第三条 内閣総理大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため、家庭用品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。

一 成分、性能、用途、貯法その他品質に関し表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項

2 内閣総理大臣は、前項の規定により表示の標準となるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により表示の標準となるべき事項を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

4・5 （省略）

（指示等）

第四条 前条第三項の規定により告示された同条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同条第三項の規定により告示された同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者、販売業者又は表示業者（以下「違反業者」と総称する。）があるときは、内閣総理大臣又は経済産業大臣（違反業者が販売業者（卸売業者を除く。）である場合にあつては、内閣総理大臣）は、当該違反業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2～4 （省略）

（報告及び立入検査）

第十九条 内閣総理大臣又は経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、製造業者、販売業者（卸売業者に限る。）若しくは表示業者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、販売業者（卸売業者を除く。）から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3～5 （省略）

（権限の委任）

第二十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 （省略）

○ 家庭用品品質表示法施行令（抜粋）

（昭和三十七年政令第三百九十号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第三条 法第二十三条第一項の政令で定める権限は、法第三条第一項及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第十一条（法第三条第一項又は第五項の規定により表示の標準となるべき事項を定め、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）並びに第二十二条の規定による権限とする。

○ 繊維製品品質表示規程（抜粋）

（平成九年通商産業省告示第五百五十八号）

（表示事項）

第一条 繊維製品の品質に関し表示すべき事項は、別表第一の上欄に掲げる繊維製品について、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

（遵守事項）

第三条 第一条に規定する表示事項の表示に際して、製造業者、販売業者又は表示業者（以下「表示者」という。）は、その品質を適正に表示するような方法を用いることとし、輸出すべき繊維製品に表示する場合を除き、特に次の事項を遵守するものとする。

一 繊維の組成の表示については、組成繊維であるすべての繊維の名称を示す用語にそれぞれの繊維の混用率を百分率で示す数値を併記して表示（繊維製品の一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は、その部位を分かりやすく示し、雑貨工業品品質表示規程（平成九年通商産業省告示第六百七十二号）の内容に準じて材料の種類を示す用語を併記して表示）すること。ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について、当該部位の組成繊維であるすべての繊維の名称を示す用語にそれぞれの繊維の当該部位の組成繊維全体に対する混用率を百分率で示す数値を併記して表示することができる。

二～四 （省略）

五 第一号から第三号まで、第五条（第五号を除く。）、第七条の二の規定による表示は、次条に規定する場合を除き、表示者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記して、需要者の見やすい箇所に見やすいように表示することとし、これらの規定による表示に際して使用される場合を除き、繊維の名称を示す用語、特定の繊維を示すものとして広く需要者の間に認識されている商標（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）の規定により登録を受けた商標をいう。以下同じ。）、家庭洗濯等取扱い方法を表わす用語若しくは記号又ははっ水性を表わす用語を使用するときは、第九条の規定によること。

（指定用語）

第六条 表示に際し繊維の名称を示す用語には、別表第五の上欄に掲げる繊維に応じそれぞれ下欄に掲げる指定用語を使用しなければならない。ただし、種類が不明である繊維については「その他繊維」又は「その他」の用語を指定用語に代えて使用することとし、組成繊維中における混用率が五パーセント未満の繊維については「その他繊維」又は「そ

の他」の用語を指定用語に代えて使用することができる。

2・3 (省略)

別表第一 (第一条関係)

繊維製品		品質に関し表示すべき事項
一	令別表第一号(一)の糸、同号(二)の織物、ニット生地及びレース生地、下着(組成繊維中における繊維の種類が一のもの(なせん加工を施したものを除く。))及び組成繊維中における絹の混用率が五〇パーセント以上の織物又はたて糸若しくはよこ糸の組成繊維が絹のみの織物(以下この表において「特定織物」という。)のみを表生地に使用して製造し又は加工した和服用のものに限る。)、靴下、足袋、手袋、ハンカチ、タオル及び手ぬぐい、羽織及び着物(特定織物のみを表生地に使用して製造し又は加工したのものに限る。)、マフラー、スカーフ及びショール、床敷物(パイルのあるものに限る。)、ふとん、テーブル掛け、ネクタイ、水着、ふろしき、帯並びに帯締め及び羽織ひも	繊維の組成
二 ～ 四	(省略)	(省略)

別表第五 (第六条関係)

繊維	指定用語
綿	綿
	コットン
	COTTON
毛	毛
	羊毛
	ウール
	WOOL
	アンゴラ
	毛
	アンゴラ
	カシミヤ
	毛
	カシミヤ
	モヘヤ
	毛
	モヘヤ
	らくだ
	毛
	らくだ
	キヤメル
	アルパカ
毛	
アルパカ	
その他のもの	
毛	

絹		絹
		シルク
		SILK
麻（亜麻及び苧麻に限る。）		麻
ビスコース繊維	平均重合度が四五〇以上のもの	レーヨン
		RAYON
		ポリノジック
	その他のもの	レーヨン
		RAYON
銅アンモニア繊維		キュプラ
アセテート繊維	水酸基の九二パーセント以上が酢酸化されているもの	アセテート
		ACETATE
		トリアセテート
	その他のもの	アセテート
		ACETATE
プロミックス繊維		プロミックス
ナイロン繊維		ナイロン
		NYLON
アラミド繊維		アラミド
ビニロン繊維		ビニロン
ポリ塩化ビニリデン系合成繊維		ビニリデン
ポリ塩化ビニル系合成繊維		ポリ塩化ビニル
ポリエステル系合成繊維		ポリエステル
		POLYESTER
ポリアクリルニトリル系合成繊維	アクリルニトリルの質量割合が八五パーセント以上のもの	アクリル
	その他のもの	アクリル系
ポリエチレン系合成繊維		ポリエチレン
ポリプロピレン系合成繊維		ポリプロピレン
ポリウレタン系合成繊維		ポリウレタン
ポリクラール繊維		ポリクラール
ポリ乳酸繊維		ポリ乳酸
ガラス繊維		ガラス
炭素繊維		炭素繊維

金属繊維		金属繊維
羽毛	ダウン	ダウン
	その他の羽毛	フェザー その他の羽毛
前各項上欄に掲げる繊維以外の繊維		「指定外繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの(ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。)

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

景品表示法による表示規制の概要

